

○ 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第六十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 「項を削る。」</p> <p>「項を削る。」</p>	<p>附則</p> <p>（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 「1」第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十四条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。</p> <p>2 新規則第十四条第二項及び第四項の規定は、銀行の清算機関（銀行（当該銀行以外の銀行を含む。）に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。以下同じ。）、商品取引清算機関（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。以下同じ。）及びこれらに準ずる外国の機関（設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者に限る。以下同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（銀行</p>

1 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十四条第四項

の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号）附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。以下「商工債」という。）については、適用しない。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 「項を削る。」

「項を削る。」

3 新規則第十四条第四項の規定は、中小企業者及び中堅事業者等に

対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十四号）附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する必要な措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。以下同じ。）については、適用しない。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 「1」第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則

（以下この条において「新規則」という。）第十三条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2 新規則第十三条第二項及び第四項の規定は、長期信用銀行の清算

〔1〕 第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十三条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。

(信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 「項を削る。」

〔項を削る。〕

機関（長期信用銀行（当該長期信用銀行以外の長期信用銀行を含む。）に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関、商品取引清算機関及びこれらに準ずる外国の機関をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。）であつて、清算機関が行う業務に係るものについては、当分の間、適用しない。

3 新規則第十三条第四項の規定は、中小企業者及び中堅事業者等に對する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する必要な措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。

(信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 「1」第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第百十四条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2 新規則第百十四条第二項及び第四項の規定は、信用金庫又は信用金庫連合会（以下この項において「金庫」と総称する。）の清算機関（金庫（当該金庫以外の金庫を含む。）に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関、商品取引清算機関及びこ

〔1〕 第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百十四条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 「項を削る。」

〔項を削る。〕

れらに準ずる外国の機関をいう。以下この項において同じ。) に対する信用の供与等(信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条第一項において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。)であつて、清算機関が行う業務に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、当分の間、適用しない。

3〕 新規則第百十四条第四項の規定は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する必要な措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 「1〕第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則(以下この条において「新規則」という。)

第五十一条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2〕 新規則第五十一条第二項及び第四項の規定は、信用協同組合等(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第二条第一項に規定する信用協同組合等をいう。以下この項において同じ。)(の清算機関(信用協同組合等(当該信用協同組合等以外の信用協

〔1〕 第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十一条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。

同組合等を含む。)に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関、商品取引清算機関及びこれらに準ずる外国の機関をいう。以下この項において同じ。)に対する信用の供与等(協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。)であつて、清算機関が行う業務に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、当分の間、適用しない。

3〕 新規則第五十一条第四項の規定は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する必要な措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。

備考 表中の「」の記載は注記である。